

豊能町既存木造住宅耐震改修設計補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐促法」という。）の趣旨に鑑み、豊能町(以下「町」という。)の区域内に存する木造住宅（国、都道府県及び市町村が所有し、及び管理する建築物を除く。）の耐震化を図る所有者に対し、予算の範囲内において豊能町既存木造住宅耐震改修設計補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、町内の木造住宅の耐震改修を促進し、もって町内の地震による人的及び経済的な被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物のうち木造のもので、一戸建ての住宅に該当するもの（当該木造住宅が店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあっては、当該用途に該当する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であるものに限る。）をいう。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第2項第3号に規定する技術上の指針に基づき、耐震改修技術者が木造住宅の耐震性について判定するものであって、一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法又は精密診断法（時刻暦応答計算による方法を除く。以下同じ。）その他町長が適当と認める方法に基づき、木造住宅の耐震性について判定する診断をいう。
- (3) 耐震改修技術者 次のいずれかに該当する技術者をいう。
 - ア 公益社団法人大阪府建築士会が主催する既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、かつ受講修了者名簿に登録されている者
 - イ 一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅の耐震診断及び補強方法に関する講習会の受講修了者であり、かつ、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士。
 - ウ その他町長がア及びイに掲げる者と同等以上の技術を有すると認めた者
- (4) 耐震診断結果 耐震診断の判定方法である一般診断法又は精密診断法による総合評価における上部構造評点（第2号に規定する町長が適当と認める方法にあっては、当該方法を用いて得た数値）をいう。

(5) 耐震改修計画 耐震改修技術者が作成した、耐震改修に係る計画で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 耐震診断結果の数値（第2号に規定する町長が適当と認める方法による場合にあっては、当該方法を用いて得た数値。以下同じ。）が1.0未満の木造住宅について、耐震改修工事後の数値を1.0以上まで高めるためのものをいう。

イ 一部の部屋の耐震性能を確保するもの（木造住宅の最下階で、主として就寝の用に供する部屋を含み既設建築物から独立して耐震性能を発揮するもので、かつ、補強した部屋から屋外に避難できるものに限る。）で、公的機関の試験等によりその性能が証明されているもののうち、町長が認めるもの（以下「シェルター設置工事」という。）

(6) 耐震改修工事 耐震改修計画に基づいて行う工事（第3号の耐震改修技術者により工事監理が行われたものに限る。）及び公的機関の実験等によりその性能が証明されたシェルター設置工事をいう。

（補助対象建築物）

第3条 補助の対象となる木造住宅（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、この要綱に基づき既に補助金の交付を受けたものは対象外とする。

- (1) 原則として昭和56年5月31日以前に法第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けて建築された木造住宅
- (2) 前号に掲げるもののほか、法の規定に適合していること。
- (3) 耐震診断結果の数値（評点）が1.0未満である木造住宅
- (4) 現に居住又は使用している及びこれから居住又は使用しようとする木造住宅
- (5) 補助対象建築物の所有者と占有者又は土地所有者が異なる場合は、当該建築物の耐震改修工事を行うことについて、当該利害関係者との協議等が整っていないなければならない。
- (6) 補助対象建築物の所有者が複数人の場合は、当該建築物の耐震改修工事を行うことについて、それら全ての者との協議等が整っていないなければならない。
- (7) 本耐震設計補助の交付を受けて作成する耐震改修計画に基づく改修工事を同年度内に行うこと。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、前条に規定する補助対象建築物を所有する個人であって、直近の課税所得金額が5,070,000円未満

の者とする。ただし、補助対象建築物に係る固定資産税を滞納している者を除く。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象経費は、耐震改修設計の作成に要する費用（当該設計による計画に基づいて行う工事の見積りを含む。）とする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、耐震改修設計に要する費用の10分の7の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）とする。ただし、100,000円を上限とし、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震改修設計に着手する前に、豊能町既存木造住宅耐震改修設計補助金交付申請書（様式第1号）に町長が別に定める必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び通知）

第8条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、豊能町既存木造住宅耐震改修設計補助金交付決定通知書（様式第2号）により、その旨を申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

2 町長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、豊能町既存木造住宅耐震改修設計補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（耐震改修設計の着手）

第9条 前条第1項の規定による交付の決定の通知を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、当該通知書を受け取った日から概ね30日以内に耐震改修設計に着手するものとし、着手したときは直ちに豊能町既存木造住宅耐震改修設計着手届（様式第4号）により町長に提出しなければならない。

（耐震改修設計の変更及び中止）

第10条 補助決定者は、第8条に規定する補助金の交付決定を受けた内容を変更しようとする

るときは、豊能町既存木造住宅耐震改修設計変更承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、町長の承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による承認の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、豊能町既存木造住宅耐震改修設計変更通知書（様式第6号）により、その旨を補助決定者に通知するものとする。その場合において、必要と認めるときは補助金の額その他補助金の交付決定に係る内容等を変更することができる。
- 3 補助決定者は、やむを得ない理由により耐震改修設計業務を中止しようとする時は、あらかじめ豊能町既存木造住宅耐震改修設計中止届（様式第7号）を町長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定による取り下げがあったときは、第8条の補助金の交付決定は、取り消されたものとみなす。なお、中止までの期間に発生した費用については、交付対象とはならない。

（完了報告）

- 第11条 補助決定者は、耐震改修設計が完了したときは、豊能町既存木造住宅耐震改修設計完了報告書（様式第8号）に町長が別に定める必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による報告は、耐震改修設計の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付申請にかかる会計年度の2月末日のいずれか早い日までに町長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

- 第12条 町長は、前条の規定により設計完了の報告書を受理したときは、当該報告書等の内容を審査し、耐震改修設計が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、豊能町既存木造住宅耐震改修設計補助金交付額確定通知書（様式第9号）により、速やかに補助決定者に通知するものとする。

（補助金の代理受領申請）

- 第13条 前条の規定による補助金の交付額確定の通知を受けた者（以下「補助確定者という。」）は、耐震改修設計を請け負った耐震改修技術者に対し、補助金の受領を委任することができる。
- 2 補助確定者は、前項に定める委任をする場合は、補助金の代理受領を委任した耐震改修技術者（以下「代理受領者」という。）に対して、補助金の代理受領に係る委任状・同意書

(様式第 11 号)を提出し、代理受領者から代理受領に関する同意を得なければならない。

(補助金の交付請求)

第14条 補助確定者は、豊能町既存木造住宅耐震改修設計補助金交付請求書(様式第10号)

に町長が別に定める必要書類を添えて、町長に補助金の交付を請求するものとする。

- 2 補助確定者が第 13 条に規定する補助金の代理受領申請を行う場合は、豊能町既存民間建築物耐震診断補助金交付請求書(代理受領)(様式第 12 号)に町長が別に定める必要書類を添えて、町長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第15条 町長は、前条の規定による補助金の請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求者に対し補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第16条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
 - (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。
 - (4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当であると認められるとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消したときは、豊能町既存木造住宅耐震改修設計補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により、補助決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、補助決定者に当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、豊能町既存木造住宅耐震改修設計補助金返還命令書(様式第14号)により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助決定者に対する指導)

第18条 町長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため、必要があると認めた場合、補

助決定者に対し報告を求め、必要な指導及び助言をすることができる。

(書類の保存)

第19条 補助決定者は、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び書類を整備し、かつ、これらの帳簿及び書類を補助金の交付決定を行った年度の翌年度から起算して終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。